

国および日本学生支援機構の制度との併用について

「キーエンス財団の給付型奨学金」は「国の授業料等減免制度」と併用していただくことが可能です。

【国の授業料等減免との併用】

キーエンス財団の奨学金は、国の授業料等減免との併用が可能です。

【日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金との併用】

キーエンス財団の奨学金は、JASSO を含む他の給付型奨学金との併用は認めていません。

（ただし、JASSO に申し込んでいる方でも、キーエンス財団に申し込むことは可能です）

国の授業料等減免と、JASSO の給付型奨学金は、基本的に両方同時に申し込むことになっていきますので、審査の結果、国の授業料等減免と JASSO の奨学金の両支援に採用された場合は、

JASSO の奨学金のみ「停止」の申請を行うことによって、国の授業料等減免だけを受けることができます。

【参考】

文部科学省の Web サイトで公開されている情報を基にして、
国の授業料等減免 と キーエンス財団の奨学金 を併用する手順をまとめると次の通りとなります。

- ① 国の授業料等減免 と JASSO の奨学金 の両方に申し込む。
- ② キーエンス財団の奨学金に申し込む。
- ③ 両方に採用されたら、JASSO の奨学金の「支援の停止」を申請する。